

第45回 佐用町議会(定例)会議録 (第2日)

平成23年9月16日(金曜日)

出席議員 (18名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志	6番	松 尾 文 雄
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	石 黒 永 剛	14番	山 田 弘 治
	15番	西 岡 正	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ 糸	18番	矢 内 作 夫
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	大久保 八 郎	書 記	尾 崎 基 彦
説明のため出席 した者の職氏名 (17名)	町 長	庵 迢 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	坪 内 頼 男
	企画防災課長	平 井 隆 樹	税 務 課 長	橋 本 公 六
	住 民 課 長	谷 口 行 雄	健康福祉課長	野 村 正 明
	農林振興課長	茅 原 武	商工観光課長	前 澤 敏 美
	建 設 課 長	上 野 耕 作	上下水道課長	小 林 裕 和
	生涯学習課長	保 井 正 文	天文台公園長	黒 田 武 彦
	会 計 課 長	長 尾 富 夫	消 防 長	敏 蔭 将 弘
	教 育 課 長	坂 本 博 美		
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 議案第 89 号 平成 23 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）の提出について
日程第 2. 議案第 90 号 平成 23 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 3. 議案第 91 号 平成 23 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 4. 議案第 92 号 平成 23 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 5. 議案第 93 号 平成 23 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 6. 議案第 94 号 平成 23 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 7. 議案第 95 号 平成 23 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 8. 議案第 97 号 工事請負契約の変更について（橋梁復旧工事 月の瀬橋）
-

午前 09 時 27 分 開議

議長（矢内作夫君） お揃いなので、始めたいというふうに思います。

おはようございます。早朝よりお揃いでご出席を賜り、誠にご苦労様でございます。ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。日程に入ります前に、先日の決算特別委員会の前に報告のありました決算書の訂正について町長から発言の申し出がありますので、これを許しております。はい、町長、庵逄典章君。

町長（庵逄典章君） 時間をいただきまして、申し訳ございません。

今回、決算につきまして、特別会計のですね、国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の説明を、提案説明をさせていただきました。まあ、その提案説明におきまして、それぞれ、国民健康保険につきましての、決算書の数字がですね、間違っているということで、もう認定をいただいております、既に決定をいただいているわけですが、非常に申し訳ないんですけども、本会議、今日においてですね、その提案説明についての、当初行いました内容をですね、訂正をさせていただきたいということで、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

それでは、今、お話しさせていただきました国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の提案説明の訂正ということで、ひとつ説明をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

まあ、こうして決算の提案について、訂正をしなければならないというようなことで、大変申し訳なく、お詫びを申し上げたいと思いますが、中身について説明を申し上げますので、ご理解をいただきたいと思います。

歳入歳出決算書の概要説明の中で、歳入の調定額及び収入未済額を、それぞれ、23 億 1,037 万 275 円。また、未済額 6,509 万 2,741 円と説明をいたしました。正しくは、調定額、23 億 1,054 万 6,775 円、収入未済額、6,526 万 9,241 円でございます。

訂正しお詫び申し上げますとともに、今後このようなことのないように、十分注意をいたしますのでご理解いただきたいと思います。

なお、詳細につきましては、決算特別委員会で説明をいたしました。再度、会計課長から説明を申し上げます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

〔会計課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、会計課長。

会計課長（長尾富夫君） おはようございます。決算特別委員会の中でも、正誤表を配布させていただいて、審査をお願いしたところですが、今日、改めて、訂正箇所、先ほど、町長が、申しあげましたように、まず決算書の16ページでありますけれども、歳入合計額の中で、調定額、それから収入未済額が誤ってございました。正誤表に付けておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

で、その関係で、国民健康保険の356ページの事項別明細の歳入合計の中でも、同様に調定額と収入未済額に誤りがございました。

それと、決算の説明資料の方で、526ページに、資料を付けているわけですが、この国民健康保険特別会計の中でも、国民健康保険税の調定額、収入未済額、それと、収入割合、調定に対する収入割合、それと、合わせまして、合計が、決算特別委員会の時に配布させていただきました表のように、訂正、誤りがありましたので、訂正を、よろしくお願い申し上げます。

今後、このようなことがないように、十分気をつけますので、どうぞ、よろしく訂正の方をお願いしたいと思います。

以上です。

〔税務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、税務課長。

税務課長（橋本公六君） 貴重な時間をちょうだいして、申し訳ございません。

ただ今の決算書の訂正にからみまして、税務課の方から、会計課で作っていただいた資料と別に、税務課で作らせていただいた町税に関する資料を別途配らせていただいておりますけれども、その中身につきましても、先ほどの関係で1点と。

もう1点、別途、訂正箇所がございますので、お詫びと訂正をさせていただきたいと思っております。

本日、事務局の方から2枚綴りの物を、お配りさせていただいておりますけれども、この中で、1枚目につきましては、先ほど、町長なり会計管理者の方から、ご説明を申しあげました、国保の調定額の誤りのために、数字が動いております。この表につきましては、数字はちょっと、税務課の方ではつかみかねますので、住民課の方で、作成していただいておりますので、税と絡みがあるということで、税務課で作成する決算資料の方に挙げさせていただいておりますけれども、この数字が、先ほど、会計管理者の方から申しあげました、訂正前の数字で作成がしてありましたので、この調定額のところ、現年分、滞納繰越分、合計額、それぞれ決算額に合わせた正しい数字に訂正をさせていただいております。その絡みで、調定額の欄の前年対比のところの現年額と合計額が、それぞれ変わっております。

それから、収入未済額のところも、現年分、滞納繰越分、合計分、税額が、それぞれ変わっております。前年対比のところも、パーセントが、現年分と、それから合計分が、それぞれ正誤表のとおり変わっております。

それと、もう1点、これは、先ほどとは、関係ないんですけども、延滞金の収入額のところは、本来でしたら、100円以下が、417が正しかったんですけども、471と誤って記入がされておりましたので、この点も合わせて直させていただきます。

それと、もう1点、2枚目に、これも同じ資料の13ページに掲載をさせていただいております、個人住民税の申告資料による住民所得の状況ということで、申告していただいた所得を種類ごとに掲載させていただいた表なんですけども、決算書の方には、直接関係する表ではないんですけども、この中で、平成22年度分の件数の合計額が、空欄のままお配りをいたしておりました。そこに、22年度の件数のところに1万1,032件を記入させていただきまして、21年度から22年度の増減額が、マイナスの300件ということで、訂正をさせていただきます。

なお、この件数につきましては、延べ件数ではなくって実数を挙げておりますので、所得のところは、給与から譲渡一時までを足していただきますと、合計になるんですけども、件数につきましては、実数ということで、給与から譲渡一時所得まで足していただきました数字の、うち数になっておりますので、お願いをいたしたいと思います。

また、この21年から22年度の増減件数のところで、特別委員会の中で、鍋島議員さんの方から、質疑の中で、チラッと触れていただいたりしたんですけども、私の方が、ちょっと理解できませんで、その時に的確な答弁をようしておりません。合わせまして、お詫びを申し上げます。

いろいろとご迷惑を掛けて申し訳ありませんけども、そういうことで、訂正をさせていただきます。誠に申し訳ございませんでした。よろしく願いをいたします。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（小林裕和君） はい、おはようございます。

引き続き、上下水道課からですね、正誤表を説明させていただきます。

認定16号のですね、平成22年度佐用町水道事業会計決算書のですね、4ページ、14行目、営業損失のとなりにですね、ア、プラス、イというふうに明記しておりますけれども、決算委員会の時でも訂正させていただいたように、ア、マイナス、イの誤りですので、お詫びして訂正させていただきます。よろしく申し上げます。

議長（矢内作夫君） 町議会の会議規則の中で、本会議の中で訂正をするということになっておりますので、以上、訂正ということで、報告を終わりたいというふうに思います。

それでは、日程に入ります。

日程第1から第7につきましては、9月6日に、提案に対する当局の説明は、

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい。

10番（山本幹雄君） ちょっと、質問も何も無いの。

議長（矢内作夫君） 報告ですのでね、それをお願いしたいというふうに思います。

終了しておりますので、順次、質疑、討論、採決を行いますので、よろしく願いをい

たします。

日程第 1 . 議案第 89 号 平成 23 年度佐用町一般会計補正予算案 (第 4 号) の提出について

議長 (矢内作夫君) 日程第 1、まず議案第 89 号、平成 23 年度佐用町一般会計補正予算案 (第 4 号) の提出についてを議題といたします。
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長 (矢内作夫君) はい、5 番、金谷君。

5 番 (金谷英志君) ページ 6 ページ、歳入、歳出にも関係してくるんですけど、地域支え合いづくり体制事業補助金、歳出 11 ページで介護保険の繰り出しになっておるんですけど、この事業内容と、それから、(聴取不能) するんか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長 (矢内作夫君) はい、健康福祉課長。

健康福祉課長 (野村正明君) はい、すいません。

ページ 6 ページの県補助金でございますけれども、150 万円。これにつきましてはですね、今、あの、非常にまあ、高齢者もですね、33 パーセントということで、非常に多ございます。主に高齢者を対象でございますけれども、独居老人とか、高齢者のご夫婦とか、いろんな立場でですね、非常に社会的に弱者、あるいは危険な状況にあります。そういう中で、主にですね、社会福祉総務費から、特別会計の介護の方へ振っておるのは、議員ご案内のとおり、そういった老人のですね、高齢者の権利 (聴取不能) なんか、あるいは、実態把握ですね、そういった部分については、幕山の地域包括センター、これが (聴取不能) としてやっておりますので、そういった中には、警察も勿論でございますけれども、医師、自治会、民生委員会、いろいろな組織の協力をいただいて、活動を行っております。そういった趣旨で、一部ですね、特別会計の方へ振っておるのは、ページ、歳出で言いますと、ページ 11 ページの社会福祉総務費 34 万 6,000 円を振って、それを特別会計で受けて、150 万円の内、その部分だけを、いろいろな部分で活動するというところでございまして、その他、高齢者福祉で 50 万、あるいは社会福祉、平福地域センター、これはまあ、備品でございますけれども、そういった部分で、いろんな立場、機関、団体でですね、高齢者を支え合っていこうという部分の 150 万でございます。

ちなみに、当初においては、180 万置いておったんですけど、これが、当初の説明では、今、緊急通報システムがありますね、消防署がご協力いただいておりますけれども、そういった分で、当初、組んでいたんですけども、県の方から、また、追加という部分がございます。今回、150 万追加させてもろて、330 万。全額、10 分の 10、国県でございます。町の持ち出しは、基本的には、ございません。

〔金谷君「ああ、そういうことか」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

5 番（金谷英志君） はい、分かりました。

議長（矢内作夫君） 他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ、18 ページお願いします。まず、最後の、諸支出金の前の公債費の関係ですけども、提案説明では、確か、地域再生事業債の繰上償還 1 億 485 万というふうにお聞きしました。

それで、お聞きしたいんですが、この地域再生事業債の、現在の地方債現在高ですね、この 1 億円を含めて、いくらになっておるのかという点。これは、全ての、全額になるかどうか分かりませんが、地方債現在高。

それから、2 点目に、この地域再生事業債の金利は、何パーセントなのか。

それから、繰上げですから、あと償還期間があったと思いますけれども、あと、償還期間は、何年残っていたのか。

それから、もう 1 点、まとめて言いますけど、その、この繰上償還というのは、いわゆる公的資金の補償費免除の繰上償還かどうか。つまり、あの、金利なしですね。補償費免除というのは。まあ、勿論、補償費があれば、利息は補正されるでしょうけれども。そのあたりの確認を、まず、お願いいたします。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） この、繰上償還の、1 億 485 万 7,000 円の起債ですけども、議員ご指摘のとおり地域再生事業債の起債 2 件の繰上償還でございます。

1 件は、平成 17 年に借入れをした物が 1 件。それから、平成 16 年に借入れしたものが 1 件。それぞれ、起債額は、平成 17 年が 7,120 万、平成 16 年が 7,290 万ということで、利率につきましては、17 年度が、借入れが 1.95 パーセント、16 年借入れの分が 1.39 パーセントということで、まあ、地域再生事業債の総額の残、現在高、それについては、ちょっと手元で資料持っておりませんが、まあ、この 2 件を、今回、繰上償還することで、予算計上させていただいてます。

で、補償の免除の対象の起債かどうかということのお尋ねですけども、ちょっと、確認はしますが、その免除の起債ではないと思います。

で、地域再生事業債というのは、交付税の算入と、この起債の発行時においては、交付税算入等、単位費用に入るということで、どの、旧町の時代に、借入れをしたという経緯はありますけれども、実際、交付税算入の計算の中で、実際のところ、その単位費用で、いくらこう、算入されるかというようなまあ、総額の交付税の圧縮も勘案しての話ですけども、実際は、交付税の算入の額の低い起債ということで、今回、この 2 件を起債償還という形で、繰上償還させていただいております。

議長（矢内作夫君） あ、期間は、分らんということやね。後、何年残っておるかいうの。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 期間については、ちょっと、資料を持っておりませんので。はい。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16番、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） まあ、一番大事な点はね、今、言われたけども、交付税算入の関係ですね。まあ、地域再生事業債というのは、今、言われたように、小泉構造改革の中でね、三位一体改革で地方財政圧迫したということで、その、いわゆる補填分ですね、代替補填措置として作られた起債。2004年から3年間ほど行われたんですけども、で、あの時に問題だったのは、最初は、交付税算入しないという方針だったんだが、地方からの、きつい要求でね、地方からの強い要望で交付税算入するということになったけども、実際は、何パーセントだったか、もう、あやふやになっておったんですね。そういった経過があります。

それで、私は、仮にこれは、交付税算入が、50パーセントだとしたらね、ここで繰上償還は、いかがなものかというふうに計算上思ったんですね。これだけの交付税算入されるんだったら、生財源で、一度に返す必要ないんじゃないかというふうに思ったんだが。

それで、確認したいんですけども、まあ今、低い算入率しか分からないということで、それ仕方ありません。よろしい。

で、それで、確認したいのは、当然この繰上償還分の1億487万。これも、その低い交付税算入されるのかという点と、間違いなくね。

それから、2点目に、いわゆる補償抜きの、補償金免除の繰上償還ということでは、なさそうということになればね、当然この、地方債元金と、この分の利息というのは、補正には入らないのかどうか。

例えば、この1年だったら、この1年分だってあるだろうし、それはもう、入れているのかどうか。そのあたりについて、2点、お伺いします。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） ちゃったあの、確認をさせていただきたいと思います。

また、後ほど、ご説明させていただきたいと思います。少し、時間をいただきたいと思

議長（矢内作夫君） はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、3番、岡本君。

3番（岡本義次君） 6ページのですね、総務の220万の、この出については、9ページに載ってございますけれど、それらについての詳細説明と、それから、ページ5ページの17番の農林補助費のですね、275万円の戦略作物生産拡大事業補助金、この分についての出の分のですね、どういう中身をしようとしておるんかについての2件を説明願います。

議長（矢内作夫君） 6ペーシは。

〔岡本義君「6ページのね」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） いやいや、分かったんやけど。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 6ペーシの県補助金の、地域づくり活動支援市町モデル事業補助金220万の内容ですけども、この補助金を受けて、歳出の方で、9ページの情報通信施設費で負担金補助、地域づくり活動支援市町モデル事業交付金220万ということで、組み合わせていただいています。

まず、補助金としては、これは、県の新しい公共支援事業ということで、モデル的に事業を計画されたもので、県の補助事業でございます。で、220万受け入れて、220万ということですので、100パーセント事業ということですよ。

で、佐用町の方、この事業を採択を受けた内容につきましては、河川の復興事業をまあ、21年災害の河川の復興事業、あるいはその被災状況、そういうものを記録に留めると。で、その記録に留める中で、将来の、この安全なまちづくり、そういうものの資料にしよう。で、児童生徒の教材にもしよう。そういう視点で、NPO、実際には町のまちかどの、まちかどというか、NPOを事業主体として、町と協力して、そういった河川復興事業の記録づくりを、事業計画させていただいてます。

で、このモデル事業というのは、そういったNPOと、まあ、町、行政が、その地域の課題を、協働で取り組んで解決していくと。そういった趣旨の事業ですので、県の方から採択をいただいて、今回、補正予算に挙げさせていただいて実施するということになっております。はい。

議長（矢内作夫君） はい、5ペーシ。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） それでは、5ページの方の、戦略作物の生産拡大事業の補助金でございますが、これはあの、昨年からはじめて、今年から本格実施されました農業所得

の戸別補償制度があります。まあ、これを有効に進めていくという意味合いも兼ねまして、国の方で、今年、23年度に限りの予算などでございますが、そういった田んぼとかですね、そういった所で、麦とか大豆とか、そういった物を戦略作物と読んでいるわけですけども、作られる場合に、湿田があるとか、水路が悪いとか、そういったことを、今年に限って補修して下さいと。そのことによって、その生産拡大に繋げて下さいという意味合いのもとでの補助事業でございます。

で、後、歳出の方でも、工事費の方で組まさせていただいておりますが、いわゆる工事費の負担分ということでございます。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。はい、ほかに。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、8番、笹田君。

8番（笹田鈴香君） まず、ページの5ページですが、農林水産事業国庫補助金の中の、あっ、すいません。間違えました。その上の、農林水産業費分担金の分ですが、10節で土地改良事業分担金210万ですね、これの説明と。

ずっと飛んで、ページ、14ページですが、これも農地費で、19節、負担金補助及び交付金の中の、延吉地区土地改良事業ですね、この施行補助金300万、この説明をお願いします。

議長（矢内作夫君） はい。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） それでは、5ページの方に、土地改良事業の分担金でございますが、これはあの、土地改良事業と言いましても、今回あの、県の方で、夢推進事業という事業を県民局単位でされた事業がございます。まあ、これについては、あまり大きな額ではないんですけども、まあ、取り組もうということでの、1つはあります。それから、それが3箇所でございます。

それから、先ほど言いました戦略作物の関係でございますが、この中での用水路の関係でございます。これの事業費でございます。それぞれ、地元負担20パーセントに対する割合で計算させていただいたものを、歳入として挙げさせていただいております。

それから、14ページの方でございますが、負担金補助の関係でございます。延吉地区の土地改良事業の共同施行の補助金ということでございます。これはあの、昨年よりまあ、取り組んでいただいております河川改修に伴う延吉地区の残土処分場でございます。まあここを、地元施工ということでのほ場整備をしたいということで取り組んでおられます。まあ、これに対して、兵庫県の方から、残土処分という形での処分費を出させていただくということでございますので、それを土地改良事業という中でやるんですけども、地元施工という形ですが、その中で、受け皿として、佐用町が一旦受け皿になってくださいと。県土木の方で、で、それを受けてですね、地元施工をされております延吉の方へ、私どもから、トンネル予算のようになるんですけども、お渡しするというので、兵庫県の、

そういった事業の分を受けさせていただき補助金という形で受けております。

以前は、戦地区の下秋里で受けた時には、雑入という形で受けさせていただいて、今年の決算にも、22年の、あったと思うんですけども、まあその、雑入という形から、まあ、財政とも協議しまして、雑入ではなしに、補助金という形で受けた方がいいんじゃないかという形で、今年は、こういう形での、補助金という形で、入を組んでおります。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、8番、笹田君。

8番（笹田鈴香君） その今、延吉の関係ですけども、そのままトンネルで、その地元の方へ行くということなんですが、そしたら、その計画とか、今している、その、これからしようとする計画は、町では、どれくらい把握されておりますか。それで、進捗状況というか、今は、河川もやっていますけど、どのような状況でしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 今回、この補助金300万円を出してですね、で、いわゆる全体計画と、それから実施計画を作っていただくということになるわけですけども、詳細についてはこれからということでございます。

まあ、大まかな、残土処分地という形でのお話があった時の計画としましては、まず第1期工区と第2工区に分けて、今、工事が始まっております、あのあたりを第1期として取り組むということです。

続いて、それより上を第2期として取り組むという計画が、県の方であります。

今の、1期工区の所では、だいたい7枚ぐらいにほ場が整理されると思います。総事業費につきましては、当初の数字ですので、バクッとした数字でしか、捉えておりません。今後、今の、この補助金を出すことによって、詳細設計なりが出てきますので、そこで確定していくと思います。

議長（矢内作夫君） よろしいか。はい、ほかに。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、5番、金谷君。

5番（金谷英志君） ページ、12ページの民生費、子育て支援センター運営費の中で、委託料。母子健康管理システム設定委託料、これについては、先の協議会で室長からも説明もあったんですけど、0から18歳、まあ、母子健康手帳のデータ化ということだったんですけども、町当局としては、データ化すると。実際持っておられるお母さんに、カード化なりしてね、自分が、その情報をデータ化した情報を管理するとか、そういうことに、まあ、このシステムについての、もうちょっと詳しい内容説明と、それから委託先はどこ

か。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） これにつきましては、先般のですね、議員協議会、全員協議会の中で、私、たまたま欠席しておりました、塚崎室長の方で説明したと思います。

毎年、毎年ですね、もうついに去年はですね、子どもさんが100人の出生を切ったというふうな状況の中でね、子どもさん達の、出生してから、まあ、もっと言えば、妊娠されてから子どもの成長を、今まででしたら、申し訳ないんですけども、旧町ごとのやり方もございまして、担当者段階のパソコンに入っておったりとか、紙ベースの管理しかできてなかったと。それを、戸籍、あるいは、子育てセンターですね、それから、幕山、たまたま今、健康増進室が幕山にございますので、そういった3室に、いわゆる子育て関係が、バラバラになっていると。せめてこれをですね、そういった個々のデータじゃなくて、誰もが、瞬時に見れるというふうなシステムを構築したいということでございます。

それで今、議員おっしゃった、その、各その該当いうんですか、お母さんですね、それについてのカードという部分までについては、今のところは考えてございません。はい。

18歳までの、例えば、妊娠された、できた、それから後の4カ月健診とか、1歳6カ月、3歳、それから今度、新たに始めます5歳。就学前の調査とかね、いろんな部分で、18歳までの、そのフォローをね、それ一環して、管理していこうというのが目的でございます。

それから、委託ということでございますけど、これは、当然まだ、予算成立してございませんので、これからですね、できれば、設計というのは、なかなか難しいございますので、提案方式でできれば、やっていきたいなというふうに思っておりますけども、未だ、上部とも最終の詰め、やっております。なお且つ、入札の審査委員会等ですね、そういった、段階を踏まえて、10月以降に決めていきたいなというふうに思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、5番、金谷君。

5番（金谷英志君） その委託先ですけども、まあ、これからということなんですけれども、庁舎内で、新しく、せっかく町としても、こうやって支援センターができたんですから、その中でもう、その作業なりは、するということでは、委託せずにね、庁舎内で、できることではないんでしょうか。その点は、いかがですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） あの、後のね、その委託料としての、その立ち上げですね、それは、まだ決まっていないうことですから、当然、その管理いうんですか、操作、後のね、それは当然、役場の行政の方でするんですよ。

私が言ったのは、立ち上げまでの委託いうんですかね、工事で言うたら、工事請負主みたいなもんは、未だ決まってませんよと。後の管理は、当然、行政の方でやります。

〔金谷君「ああ、そういうことで」と呼ぶ〕

健康福祉課長（野村正明君）　　そういうことです。

議長（矢内作夫君）　　はい、よろしいか。

5番（金谷英志君）　　はい。

議長（矢内作夫君）　　はい、ほかに。

〔平岡君　挙手〕

議長（矢内作夫君）　　はい、17番、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君）　　まず、歳入の方で、6ページと7ページの関係でお尋ねします。

1つは、6ページの財産収入、土地売払代金 6,254万 2,000円について、提案の時に、早瀬の撫倉集会所など町有地の関係のものであるという説明がありました。

で、その関係は、次の7ページの雑入で、まあ、出ているんですけど、当初、計画していましたということなんですけど、その数字的なものも含めて、7ページでは、マイナスですね、1,218万円と計上されておりますし、まあ、当初予算の関係もあるんですけど、ここのかかわりと、それから、その集会所でいくらののか、などと言われたので、集会所以外にも、この売払代金の物が含まれていると思うんですけど、その点をまあ、詳しくお願いしたいと思います。

まあ、数字的なものも含めて、場所と、それから、それぞれの代金を、まず1つ説明をお願いします。

それから、

〔総務課長　挙手〕

議長（矢内作夫君）　　はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君）　　雑入の、物件移転等補償金、マイナス 1,200万、180万、

議長（矢内作夫君）　　18万や。

総務課長（坪内頼男君）　　ああ、18万ですね。それと、不動産売払収入、土地売払代金 6,254万 2,000円。この関係ですけども、まず、不動産売払収入の内訳をご説明させていただきます。

この土地売払代金 6,254万 2,000円は、件数として6件、ここに入れさせていただきます。まず、1件目は、先ほどから出ております早瀬の撫倉集会所が、1,000円単位、ちょっと切り捨てますけども、199万 8,000円。それと、その撫倉の集会所に隣接して設置されておりました仁位の揚水ポンプの底地。仁位の揚水ポンプ場ですけれども、それが60万 3,000円。それと、3件目が山王の雑種地、これが64万 3,000円で、4件目が本郷の集会所広場、これが117万円。それと、中上月分団の車庫、これは、道路の、国道の拡幅

に伴う車庫のあった所の用地の買収、これが、売却ですけれども、それが74万3,000円。久崎の住宅、これが5,738万4,000円。で、この6件の合計が6,254万2,000円です。

その内、久崎の住宅につきましては、当初予算で、この土地売払代金ではなしに、雑入の物件移転の方に合算して入れていたということです。

で、一方、その雑入の方をご説明させていただきます。

物件移転の、三角の1,218万ですけれども、まず早瀬の集会所の物件補償費が4,637万。で、先ほどの久崎の住宅の関係ですけれども、当初予算では、久崎の住宅の用地、それと、住宅の建物、それを合わせて、この物件移転補償費に計上しておりましたので、今回、用地については、先ほどの、土地売払代金の方に予算計上させていただき、その額が、5,780万ということで、ここが減額になります。

で、残った久崎住宅の建物の補償費、これが、補正前は2億5,000万でしたけれども、まあ、額が確定したということで、75万減額して、2億4,925万円になるんですけども、予算上は、75万減額をしております。これらの、増額部分と減額部分を調整させていただいて、合計1,218万の減額ということの内容でございます。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。はい、ほかに。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） 14ページの歳出の衛生費で清掃費、補正額439万8,000円についてお尋ねするんですけど、その内の委託料、廃棄物中間処理委託料89万3,000円。これは新しいものだと思うんですけど、その説明をお願いします。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） 塵芥処理費の委託料につきましては、今、クリーンセンターの横にあります最終処分場の件でございます。この8月に新しく重機を、バックホーを入れました。それに伴いますではないんですけども、前々から、2年前の災害に伴いまして、いろいろと受け入れできない物まで受け入れました。その中には、瓦とかレンガとか、特に、コンクリートガラ、そういう物を受け入れました。それによりまして、最終処分場が、当初よりも、延命ができなくなっております。そういうことで、町長も、よく言われますように、最終処分場は、今後、他の場所で作るということは、大変こう難しくいうことで、少しでも最終処分場の延命を図るということで、今ある重機、購入した重機、新しくまた、付属品も付けまして、その埋めたコンクリートガラを、再度掘り起こして、専門の処理業者に持っていくという形で、少しでも最終処分場の埋立を減らしていきたいという考えでございます。

そのために、一応、ここに挙げてます金額、約500トンを目途に、コンクリートガラを、ふるいにかけて持ち出して、500トンでも、少しでも、そういう形で延命をしたいという形で、この委託料、89万3,000円を計上させていただいております。以上です。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

17 番（平岡きぬ糸君） はい、はい。

議長（矢内作夫君） ほかに。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、3 番、岡本君。

3 番（岡本義次君） 12 ページの婚活・男女の出会いサポート 83 万円。これについては、広報にも募集してありましたけれど、その途中の経緯というんか、見通しを、今、どんな状態ですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 財源がですね、入の、地域子育て創生事業の 1,300 万の中に入っておりますので、窓口としては、私とこなんです。まずね。お金を入れる所は。

それで、子育てという中で、婚活という部分でございますけれども、今まではですね、官としてね、行政として、結婚観というのは、それぞれ、いろいろ個人によって違いますから、そこへ入り込めない領域だったんですけれども、全国的に、特に、私どものような過疎地においては、もう出生者が、先ほども言ったように非常に少なくなっております。やっぱり少子化というのをね、やはり官も考えていかなければならないということで、とりあえず、この事業を利用することによって、そういった男性、女性がですね、出会いの場を作るということについてもですね、この子育て創生事業の中で、補助していこうということの取り組みをしてくれましたので、まずは、入として受けると。

それで、その部分については、実質の実務いうんですか、やっぱりまちづくりに係わってきますので、内容については、企画防災課と一緒にですね、考えていこうということで、今鋭意、内容について精査をしておるところでございます。今日現在の段階については、もし、よろしければ、企画防災課長の方で、答えさせていただいたらなと思っておりますけど。

議長（矢内作夫君） はい、ありますか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） すいません。そういうことで、今、説明された中での続きなんですけれども、業務を委託するということがあって、こうのとりの会というのがある、こうのとりの会は、こうのとりの会で、そういう婚活活動をやられておると。それプラスアルファでこう、80 万のこう、補助金が付きましたので、それをプロの目を見て、そういう計画をしていただくということです。

で、その中で、2 つほど種目を考えております。1 つは、婚活活動をされる、しようという方を磨いていただく。当然、男の方が中心になるんですけど、男を磨くいうんですか。

男の人は、こういうふうにしないう、なかなか、そこまで発展しないよというプロの目から見ていただく。

それから、もう1つは、実際こう、男女の出会いの場を設ける。そういう（聴取不能）いうんですか、そういうセミナーを設ける。この2つを計画しております。

で、特にあの、自分を磨く方につきましては、2回。10月から11月。それから、もう1つは、来年の1月から2月、2回計画しております。

それから、セミナーの方につきましても、交流会を2回実施するというようにしております。

それから、内容につきまして、できるだけ佐用町内で、委託するんですけど、委託業者に、できるだけ佐用町内の物を使っていただいて、施設も使っていただいたり、商品等を、もし、飲み物や食べ物を購入される場合は、できるだけ佐用町内でお金を落とさせていただくような計画を作ってくださいという仕様書も、今、現段階で作りかけております。

特に、町内施設やJRの姫新線も利用してくださいよと。そういう話でこう、プロの業者に委託していく、今、仕様書を計画中で、まだ予算が通っておりません。全部はしておりませんが、業者につきましても、概ねこう、NPO法人等を使っての事を考えております。

それから、もう1つ、相生にありますラヴィーナというんですか、結婚式を取り扱う業者なんかも含めた中でのこう、入札をして、一番適正な場所にやっていただいて、少しでもこう、町が元気になる活動ができたらということで、今、計画中でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

議長（矢内作夫君） よろしいか。はい、ほかに。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16番、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） じゃあ、ついで、17ページお願いします。

17ページの小学校の関係では、1つは扶助費の、教育振興費のね、児童就学援助費、増減0で、あえて補正項目、科目に挙げていると。この説明。

それから、小学校施設整備費の関係では、安全・安心な学校づくり交付金が、全額採択されなかったと、まあ、説明ありましたけれども、ちょっと確認しておきたいんですが、昨年も採択されなかったと。今年も採択されなかったということなんですが、いわゆるあの、学校の施設整備計画を国に挙げて、優先順位をつけて交付金の決定をしているみたいですが、けれども、まあ、何よりも耐震性の確保というのが、優先順位のトップに挙げられているみたいなんです。だからこの、上月小の整備計画の中では、耐震性問題は触れてない計画だったのかどうか。触れていたけれども、2年続いてカットされたのか。それが2点目。

それから、中学校の、いわゆる三日月中学校の特別教室の関係ですけれども、ここであえて、地方債を810万から110万減らして700万円にして、一般財源へこう、財源内訳を変更していると。で、仮にこの地方債、義務教育債、仮にこれ、合併特例債なんかで、もしも、財源内訳考えていたとしたらね、こんな有利な起債を何で変更せないかんのかというふうに思うわけでありまして、この地方債、変更、地方債から一般財源への変更の有利と見た理由は、何なのか。

その3点についてお伺いします。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） すいません。そしたらですね、16 ページの、西播磨地区の教科書図書選定協議会負担金、これが 5,000 円上がったのはですね、教科書が、その改正になって、小学校は今年から、中学校は来年、24 年に変わるんですけども、これの選定協議をするのに、協議会の負担金があるんですね。その経過で 5,000 円アップさせられたということで、その分が、上がっております。

〔鍋島君「ん、どこ」と呼ぶ〕

教育課長（坂本博美君） 協議会負担金ですね。

16 番（鍋島裕文君） 違うぞ。17 ページのな、小学校の教育振興費いうとこにあってな、就学援助費というのが 0 なのに、補正科目に挙がっておるんや。これ、何か意味あるんかな。

教育課長（坂本博美君） ちょっとこれ、私も気がつきませんでした。ちょっと、それ調べてみます。ちょっと、後で、回答させてもろていいですか。すいません。0 ですね。

議長（矢内作夫君） 今の答弁は、どこから出てきたん。それ、聞かれたんかなと思うたんやけど。

教育課長（坂本博美君） すいません。ちょっと僕が、16 ページのこの分。それと勘違いしてました。申し訳ないです。

議長（矢内作夫君） 17 ページの扶助費。

教育課長（坂本博美君） はい。

それから、小学校のですね、財源変更で、これ、交付金は、特に今年は、東北の震災でカットされたんですけども、全体でいくと、もっと入の方のですね、入の 8 ページに教育費の交付金があるわけですけども、これは義務教育債なんですけれども、その前に、7 ページですね、7 ページじゃなしに、5 ページです。5 ページで、元は、すいません。5 ページです。5 ページの安全・安心な学校づくり交付金、これがですね、震災によってカットされたということで、これの財源で、合併特例債に回したということなんですけれども、これは、全部カットされたんじゃないかって、上月小学校の場合は、大規模改装、それから三日月の特別棟に関しては耐震があります。で、耐震の分は、当たってます。

それで、元々、安全・安心な学校づくり交付金というのは、もう 22 年度でなくなって、23 年度から、下のですね、学校施設環境改善交付金、これに変わったんですね。その時に、今言われた、上月小学校の、今度の財源振り分けですけども、それを合併特例債に変えていったということで、額が変更されているのは、その当初、予定予算でやっていたんですけども、入札後、確定額で打ってやっています。だから、若干、下がってます。それで特に、17 ページの中学校の施設、三日月中学校の特別棟ですね、これは、特例債、合併特例債借るのに、確定額で打っていて、当初予算から、これだけの額を、分を、起債分下げ

てます。確定額は100何万下がって、入札によって下がってますので、それに合わせて起債も下げてるといことです。

それから、その1つ上の中学校に関して、上月中学校の大規模改装は、言うたように合併特例債に回していったというのと。

それから、交付金については、今年は、毎年挙げて、毎年却下されているものではなくて、特に、震災の影響で、大規模改装、耐震以外の物は、全てカットされたということなんで、ご了承願いたいと思います。

議長（矢内作夫君） これあの、20節の扶助費の0を何で挙げたかいうのもあったん違うん。

教育課長（坂本博美君） ちょっと、

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） ああ、すみません。ほな、総務課長。はい。

総務課長（坪内頼男君） 17ページの、その児童扶助費が0ということで、今回、補正に挙がっているという内容のご質問ですけども、この全体としての扶助費については、0なんですけども、小学校10校あります。その小学校間での予算調整をさせていただいた中で、予算書としては、0という結果にはなっておりますけども、その下というんですか、内訳の中で、小学校間の予算が、その増減があるということで、ご理解お願いしたいと思います。

それと、坂本課長。

〔鍋島君「（聴取不能）」と呼ぶ〕

総務課長（坪内頼男君） よろしいですか。

〔鍋島君「（聴取不能）」と呼ぶ〕

総務課長（坪内頼男君） それと、三日月中学校の特別校舎の耐震の、その財源、特定財源が110万、これ説明をしたと思うんですけども、変更の理由としては、入札の執行減ということなんですけども、事業費としては、今のところ財源内訳だけ、ああ、充当財源だけ変更させていただいているということで、一般財源については、それを補うために一般財源に入っているということで、これを、起債を補うための一般財源ではありませんので、ご理解お願いしたいと思います。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいね。

16番（鍋島裕文君） はい、分かりました。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。

〔西岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、15番、西岡君。

15番（西岡 正君） ちょっと説明を加えて欲しいんですが、14ページの農林水産業費の中の72目の説明をお願いしたい。
農産物処理加工施設運営費というやつです。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） この備品購入費につきましては、味わいの里三日月の備品が傷んでしまって使えなくなったということでの購入予定をさせていただいております。圧力釜が2基。それから、パンチング煮かごといいまして、一緒にこうザボッと漬けてあげるような、そういった煮物した時にできるような、こういった物が4個。それから、食器洗浄機が1台ということございまして、それぞれ購入、購入というんですか、更新をさせていただく予定で備品購入費（聴取不能）。

15番（西岡 正君） はい、分かりました。

議長（矢内作夫君） よろしいか。はい、ほかに。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、5番、金谷君。

5番（金谷英志君） 16ページの消防費です。消防費の消防団員等基金負担金、当初は2,400万余りですけれども、今回また、2,600万余りの増額です。この増額理由について。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） 東日本の大震災によりますところに消防団員の補償をしていくということで、財源が不足したということで、掛金を上げないと賄えないということで、1人当たり、消防団員1人当たり2万2,800円かける1,160人分を挙げております。それで、2,644万8000円の補正を計上させていただきました。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

5番（金谷英志君） はい、はい。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16番、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） ちょっと今の、僕、関連で、なに、東日本の被災に遭った消防団の、いわゆる公務災害補償の負担金というふうに聞こえたんだけど、そのあたりの確認。
佐用町の非常勤消防団は、関係ないというふうに聞こえたんだが、そのあたりちょっとお願いします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） こういう消防団員等の基金の全体としてこう、財源不足を生じておるんで、今までの掛金では賄えないということで、全国でこう、全て上げていくということになっております。その中の佐用町は、1,160人おるんで、その分を補正計上しておるといふことです。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16番、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） 今の分かりました。
それでね、後あの、お願いしたいのは、15ページの関係で、ちょっと確認したいんですが、林業費の治山事業の関係ですね。工事請負費、当初予算で700万から1,100万ほど増額ということで、まあ、当初予算の時に、県単補助治山事業、町単治山事業、一連の箇所数等の説明があったわけでありませうけども、ちょっと確認したいのは、この増額は、治山事業、県単や町単を含めた、県単補助を含めて、箇所数の増加なのかということ。それか、いわゆる本日、荒廃溪流の関係の実施基準が出されてますけども、これの、主な増額はこれなのか、このあたりの内容について。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 大きくは、いわゆる事業費の増ということで、箇所数は1箇所の増が見込まれますということ。

それから、後、今日、お渡ししております荒廃溪流等の関係がございます。この中で、元々、2,000万の予算を組んでおったわけですが、まあ、2,000万の予算は、そのまま、それは動いておりません。ただあの、県の方で、先ほどご説明申し上げましたように、夢の推進事業ということで、補助事業ができました。その関係で、いわゆる5件につきましては、県の補助事業にまわさせていただいて、予算の組み替的なものを中でさせていただいております。まあ、額としては2,000万なんですけども、それ自体は、変わっておりません。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16番、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） だったら、治山1箇所増の箇所は、どこですか。

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 増の箇所はですね、当初から言いますと福澤地区でございます。

〔鍋島君「福澤、これが入っておるんやな」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。はい、ないようですので、これで、

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） すいません。鍋島議員の繰上償還の関係で、何点かご質問で、保留していた分をお答えさせていただきます。

まず1点目の交付税の算入についてですけれども、これにつきましても、冒頭、ご説明させていただいたように、通常の、この交付税算入が事業費補正方式ではなしに、標準事業費方式ということで、人口によって算入されるということですので、まあ、交付税算入については、基本、ほとんどないという、他の、そういった有利な起債ではなく、ほとんどないというようにご理解をしていただいたらと思います。

それと、補償金免除についてですけれども、これは、縁故債ということですね、関係がないということです。

で、起債の期間ですけれども、償還期間は、後、11年から、後3年という内容です。

それと、地域再生事業債の残っているものですが、この2件で全て償還が完了するということです。

それと後、交付税のこの算入の関係ですけれども、償還の分の、これはまあ、元々、交付税算入が最初からないということで、元利償還については、そういうことですので、よろしくをお願いします。

なお、もう少し詳しい、詳細な内容については、担当の財政室の方に照会していただいたら出せると思いますので、よろしくをお願いします。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16番、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） あのまあ、2004年から始まる時に、当初はその、交付税算入ないということだったんだけど、しかし、それじゃあ具合悪いということで、交付税算入を、当時、総務大臣が、麻生太郎氏だったんだけど、決めたということで、それは、大々的に、テレビ等で放映したわけですが、

だったら、実際としてはね、この繰上償還しなくても、地域再生事業債というのは、この間、07年、08年借りた分についても、交付税算入は、結局、本町の場合は、なかった

ということなのか。

しかし、それが、ちょっと確認したいのは、繰上償還しなければ、低利率でも、交付税算入あるけども、繰上償還の時には、交付税算入はないんだと。このあたりは、はっきりちょっとお聞きしたいんですけど。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） その冒頭のお話ですけども、交付税算入は、事業費補正ではなく、その、この（聴取不能）債については、標準事業方式ということで、あの、そういう意味では、他の自治体と同じように、それを、その発行している団体。あるいは発行しない団体も、測定単位が人口ですので、算入されるということですので、そういう意味で、まあ、交付税の、その算入はないという表現をさせていただいてます。はい。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。よろしいな。

はい、ほかにないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。まず、原案に反対討論の方ありますか。はい、次に、賛成討論の方。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第 89 号を採決をいたします。この採決は、挙手によって行います。

議案第 89 号を、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 89 号、平成 23 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 2 . 議案第 90 号 平成 23 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 2、議案第 90 号、平成 23 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、8 番、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） では、お願いします。

まず、4ページなんですけれども、4ページの総務費、一般管理費、10目です。の、3節、職員手当等で、時間外勤務手当170万と。

それと下の、下のというんか、償還金の部分で、退職者の医療交付金返還金、それから、説明のところ、その3つあるんですが、これら、それぞれ説明をお願いします。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） この時間外につきましては、前回、災害等、それから時間外の支給の、その予算計上について、まあ、一律5パーというような予算計上から、実質に合わせた予算を計上させていただくという方針で、見直しをさせていただきました。その中で補正予算をさせていただいた経緯があります。

今回の国保の、この会計の補正につきましては、その際に、漏れていたものを、今回、計上させていただいたということです。はい。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） その下の償還金及び還付加算金のところでございます。特に、20節、償還金でございますけれども、その中で、説明の中にもありますように、退職者医療交付金の返還、出産一時金の補助金の返還、高齢者医療円滑運営費の返還、これ全て22年度分に伴いますんですけれども、国庫補助の概算交付が、いたしまして、概算で交付金をいただいております。その精算が、この6月頃に決定いたします。それに伴いまして、加算、多めにもらっておりました交付金を、この9月議会で返還するというので、ここで返還金を、それぞれ84万、11万9,000円、4,000円という形で計上させてもらっております。以上でございます。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、8番、笹田君。

8番（笹田鈴香君） 先ほどのその時間外ですけれども、その前の6月議会でも言ったと思うんですけど、なぜ、当初に組まなかったかというの。まあ、それは、先ほど言われたように、実質で、見直しをしたということで遅れたんですが、国保だけ、漏れていたと言われたんですが、何か特別な理由で漏れたのかどうか。国保だけなので、どういう理由か教えてください。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 特別な理由はございません。

その際に、各課、この年度の、23年度の、その時間外の見通し等を調査する中で、この国保会計だけ漏れていたということがございます。特別な理由はございません。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。まず、反対討論ありますか。ないようですので、次に、賛成討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第90号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第90号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第90号、平成23年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第1号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第91号 平成23年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第2号）の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第3、議案第91号、平成23年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第2号）の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、17番、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） 歳入歳出それぞれですけれど、包括支援事業、4ページで、具体的に、補正20万3,000円で、講習会であるとか、その、国の事業でやられるということ、提案の時に伺ったかと思うんですけれど、新たな、この内容のものをされるのか。従来のものに加えてやられるのか、ちょっとそのへん、時期も含めて具体的に説明お願いできますか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 先ほど、金谷議員からもお尋ねあったんですけれども、いわゆる一般会計からですね、34万6,000円をいただきまして、特別会計に組み入れて、ここで

活動をさせていただくということでございます。

これにつきましては、平岡議員も度々お聞きになっておりますように、いわゆる、その、高齢者ですね、65歳以上を基本的に対象とした地域包括事業ですね、これについては、いわゆる高齢者を平素からですね、実態把握と共に、支えていくというのがテーマでございます。そういった窓口をしておりますけども、いろんな団体、先ほども言ったように警察とか自治会、あるいは民生委員会とかね、お医者さん、医師会もそうでございます。いろんな、あらゆる層のご協力をいただいて、支えておるわけなんですけれども、その事業については、平素からですね、財源に苦慮しておるところでございます。

で、今回ですね、たまたま、国の方の事業でですね、そういった既存の事業であっても、対象になるのあるよというふうなことでございましたので、特別ですね、新しいことをするというのではなくて、今までの、総合的な相談支援事業とかね、お年寄りの権利の擁護、あるいは見守り等々ですね、これを今まで以上に、各機関、団体と協力しながらやっていくということでございます。基本的には、そういうことでございます。

財源充当をいただいたということでございます。

議長（矢内作夫君） よろしいか。はい、ほかに。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。まず、反対討論ありますか。はい、ないようですので、次、賛成討論。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第91号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第91号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第91号、平成23年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第2号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第4．議案第92号 平成23年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第1号）の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第4、議案第92号、平成23年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第1号）の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16番、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） じゃあ2ページのね、あのまあ、池田さんのご遺族からの貴重なる寄附ということなんですけれども、備品費の内容ですね、この説明をお願いします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） これにつきましてはですね、故人あるいは相続者のですね、尊い意見を参考にしながら、実施にしていこうということでございまして、重く受け止めるということでございます。

それで、どういうのがいいのかなという中でね、職員全員がですね、真剣に考えてくれました。園長以下ですね、栄養士さんとか看護師、あるいは支援員、相談員、いろいろな職種ございますけれども、そういった立場立場で考えてくれまして、備品については、厨房内のエアコン設置が大きいです。後、洗濯機とか乾燥機、掃除機等々ですね、そういった部分を備品で購入させていただきたいなというふうに思っております。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

16 番（鍋島裕文君） はい、はい。

議長（矢内作夫君） ほかに、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。まず、原案に反対討論ありますか。次に、賛成討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第 92 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 92 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 92 号、平成 23 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 5 . 議案第 93 号 平成 23 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 5、議案第 93 号、平成 23 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。まず、原案に反対討論。はい、次に賛成討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結します。これより議案第 93 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。議案第 93 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 93 号、平成 23 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 6 . 議案第 94 号 平成 23 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 6、議案第 94 号、平成 23 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、8 番、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） 3 ページなんですけども、単純に 1 つだけ。

使用料及び手数料の中の 10 節で、行政財産使用料。行政財産使用料、説明であるんですけども、今まで、なかったような気がするので、これの説明をお願いします。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（小林裕和君） 農水のですね、処理場、小赤松の敷地場内に電柱の移設が 1 本出ましたので、その移設の使用料をですね、いただくということで計上させていただきました。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。はい、ほかにありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。まず、原案に反対討論ありますか。次に、賛成討論。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第 94 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 94 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 94 号、平成 23 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 7. 議案第 95 号 平成 23 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 7、議案第 95 号、平成 23 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、17 番、平岡君。

17 番（平岡きぬゑ君） 今回の補正内容は、その災害復旧事業債事業で、起債をされていた目的を 2 つに分けたわけですけど、その理由というか、は、どういうことなのか、お願いします。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（小林裕和君） はい、当初予算です。災害復旧事業債でやっておりましたけれども、事業の中にですね、災害復旧事業と、施設改良建設事業があります。その建設事業の中の工事請負とかですね、そういうする分で、詳細にですね、区分けをさせていただいて、今回、上水道施設改良事業の起債と、上水道の施設災害復旧の事業に 2 つに分けさせていただいたということです。

まあ、トータルの金額は、変わりませんけれども、まあ、利率も変わらないということで、起債の区分けをさせていただいたということです。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君）　　まあ、あの、過年度の、その災害が起きた経過から、その復旧事業が、ほとんど進んできた要因で、こういう形になったのかと思ったんですが、そういうことでもないんですか。

〔上下水道課長　挙手〕

議長（矢内作夫君）　　はい、上下水道課長。

上下水道課長（小林裕和君）　細かく分けますとですね、災害復旧の本体とですね、それに関連する事業とが出てきます。それをですね、明確にちょっと分けさせていただいて、細分化させていただいてですね、はっきり分かるように分けさせていただいたということがあります。

議長（矢内作夫君）　　はい、ほかに。はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。まず、原案に反対討論の方ありますか。次に、賛成討論の方ありますか。

〔賛成者　挙手〕

議長（矢内作夫君）　　はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。

これより議案第 95 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。議案第 95 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者　挙手〕

議長（矢内作夫君）　　はい、挙手、全員です。よって議案第 95 号、平成 23 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 8 . 議案第 97 号　工事請負契約の変更について（橋梁復旧工事　月の瀬橋）

議長（矢内作夫君）　　続いて日程第 8 に入ります。

日程第 8 は、本日追加提出の案件でございますが、議案書は予定案件として前もって配付しております。ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君）　　はい、ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

それでは議案第 97 号、工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵造典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今上程をいただきました議案第 97 号、工事請負契約の変更について、ご説明を申し上げます。

平成 22 年 12 月議会で、契約の承認をいただいた、佐用町上三河、月の瀬橋橋梁復旧工事におきまして、河川への進入路や作業ヤードの仮設工事部分の盛土量が予定より約 40 立米少ない量で施工できたため、残土処分費の減額による契約額の変更でございます。

当初、契約金額 5,722 万 5,000 円を、27 万 6,150 円減額し、契約金額 5,694 万 8,850 円に変更しようとするものでございます。

なお、去る 8 月 31 日に新聞報道されました月の瀬橋の渡り初めにつきましては、完成前でしたが、地元の方たちの主催で橋の完成を祝う記念行事として 7 月下旬に開催をされました。工期につきましては、9 月末までの変更はございませんので申し添えさせていただきます。

佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。ご承認いただきますようお願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。

議案第 97 号につきましては、本日即決といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16 番、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） あのね、その工期の関係で、去年の 12 月の時にね、当然これ、繰越明許だということで、契約した時でね、日にちもなかったから。で、いつまでの工期かと言うたら、23 年の 10 月 10 日という、その時は答弁したんですね。

で、それで、今、町長は、9 月末までの工期、まあ、大した問題じゃないんですけども、というような話がありました。

ちょっと、先ほどの、渡り初め、していいとか悪いという問題ではなくって、この工期、9 月末までで、この工事完了検査ですね、工事完了検査は、もう終わっているのか、それとも、9 月末以降に、完了検査をして引き渡しということになるのか、そのあたりのことは、どのようになっているんですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 完了検査は、まだ、最終的な、設計監理を県の連合会の方へ委託しております。そちらからの書類が、全部出てきておりませんので、引渡しは、まだ、今のところは受けておりませんという形で、検査は、まだ、これからでございます。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。まず、原案に反対討論の方ありますか。賛成討論の方ありますか。

〔討論なし〕

議長(矢内作夫君) ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。これより議案第 97 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。議案第 97 号を原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、挙手、全員です。よって議案第 97 号、工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

議長(矢内作夫君) 以上をもちまして本日の日程は終了をいたしました。お諮りをいたします。議事の都合により、明 9 月 17 日から 25 日まで、本会議を休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(矢内作夫君) はい、ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。次の本会議は、来る 9 月 26 日午前 10 時より再開し、一般質問を行います。それでは、本日はこれにて散会をいたします。

午前 10 時 50 分 散会
